

# 介護扶助通信 第1号

平成30年7月27日  
大分市福祉事務所  
生活福祉課医療担当班  
Tel.097(537)5621

生活保護受給者の介護サービスの利用について、よくある質問やケアマネジャーのみなさまにあらためて確認をお願いしたい点などについて、業務を行ううえで参考にしていただけるよう「介護扶助通信」を発行することになりました。

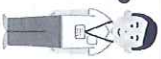
今回は、介護保険の被保険者でない被保護者（生活保護制度独自のH番号の対象者）について、Q&A形式でまとめましたので、ご確認くださいと思います。



被保険者番号がHからはじまる方（生活保護制度独自のH番号の対象者）って、何が違うの？

被保険者番号がHからはじまる方は、①医療保険未加入者の、②40歳以上65歳未満で、③特定疾病により要支援・要介護状態にある生活保護受給者です。  
この場合、介護サービスを利用した費用は、居宅介護支援費及び介護予防支援費も含め、その10割が介護扶助（生活保護制度）から支給されます。

被保険者番号Hからはじまる方（生活保護制度独自のH番号の対象者）の要介護状態（要介護度）等はどのように確認するの？



被保険者番号がHからはじまる方は、介護保険の被保険者ではありません。  
そのため、介護保険被保険者証の発行はされません。  
要介護度等については、福祉事務所（生活福祉課）が交付する生活保護要介護認定・要支援認定等決定通知書（A4ピンク色）により、確認することができます。

はじめまして！

今年4月から大分市福祉事務所生活福祉課医療担当班に配置された介護扶助適正化事務職員の高木です。  
主に、被保険者番号Hからはじまる方（生活保護制度独自のH番号の対象者）の障害福祉サービス等他法他施策の利用について担当のケアマネジャーさんと一緒に検討できればと思っています。  
今後ご連絡させていただく機会もあるかと思いますが、何卒よろしくお願いいたします！

被保険者番号Hからはじまる方（生活保護制度独自のH番号の対象者）のケアプランの作成を担当することになりそうです。注意すべき点はありますか？

一般の被保険者（第1号及び第2号）の場合と異なり、被保険者番号がHからはじまる方については、生活保護法の他法優先の原則により、障害福祉サービスが介護扶助（生活保護）に優先されます。

そのため、まずは、障害福祉サービスを利用することで、対象者の介護のニーズを満たすことができなかつたという検討が必要です。

また、被保険者番号がHからはじまる方のケアプラン作成については、ご本人様との契約に基づくものではなく、福祉事務所が生活保護法の指定介護機関である居宅介護支援事業者等に委託していただくものです。そのため、ケアプラン作成においては、生活保護制度の他法優先の原則に従っていただく必要があります。

被保険者番号Hからはじまる方（生活保護制度独自のH番号の対象者）が介護扶助よりも、障害福祉サービス優先っていいことはわかっただけ、具体的にどうしたらいいの？

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）受給者証・自立支援医療（精神通院）受給者証等をすでに所持している場合には、障害福祉課または市内に約40か所ある指定特定相談支援事業者にご相談し、必要に応じて、サービスの利用申請を行います。

大分市 計画相談支援

検索

で、指定特定相談支援事業者については検索できます。

はじめに要介護認定を受けた被保険者番号Hからはじまる方（生活保護制度独自のH番号の対象者）のプラン作成を行いますか、身体障害者手帳等を持っていないようでしたら、他法優先すべきだと思いますが、どうすればよいですか？

身体障害者手帳を持っていない場合であっても、他法優先の原則は変わりません。

身体障害者手帳の取得が可能な場合は、身体障害者手帳の取得をしていただき、手帳取得後すみやかに、障害福祉サービスの利用を検討していただく必要があります。

治療直後であったり、障害固定がされずに、直ちに身体障害者手帳の取得が困難な場合には、身体障害者手帳取得までの間、介護扶助によるサービスを利用することは可能です。



被保険者と被保険者番号がHからはじまる者との違い

被保険者と被保険者番号Hからはじまる方(生活保護制度独自のH番号の対象者)では、その取扱いはいくつかの違いがあります。  
下記の表にその違いをまとめましたので、ご確認ください。

	被保険者と被保険者番号以外の者(被保険者番号Hからはじまる方)との違い	
	要介護または要支援の状態にある被保護者	65歳以上
介護保険の適用	医療保険未加入者	医療保険加入者
	介護保険の被保険者とならない ※被保険者以外の者(H番号の対象者)	介護保険の被保険者となる 第1号被保険者
要介護認定	福祉事務所は保険者に審査判定を依頼・委託	保険者が実施
ケアプラン作成	生活保護法の指定介護機関に委託	介護保険法に基づき作成
ケアプラン作成費用	福祉事務所が介護扶助により、全額負担	保険者が負担
生活保護と介護保険の給付割合	介護扶助10割	介護保険で9割 介護扶助で1割
障害者施策関係	自立支援給付 > 介護扶助	介護保険・介護扶助 > 自立支援給付
介護保険被保険者証	発行されません	発行されます
介護保険負担割合証	発行されません	発行されます
介護保険負担限度額認定証	発行されません	発行されます

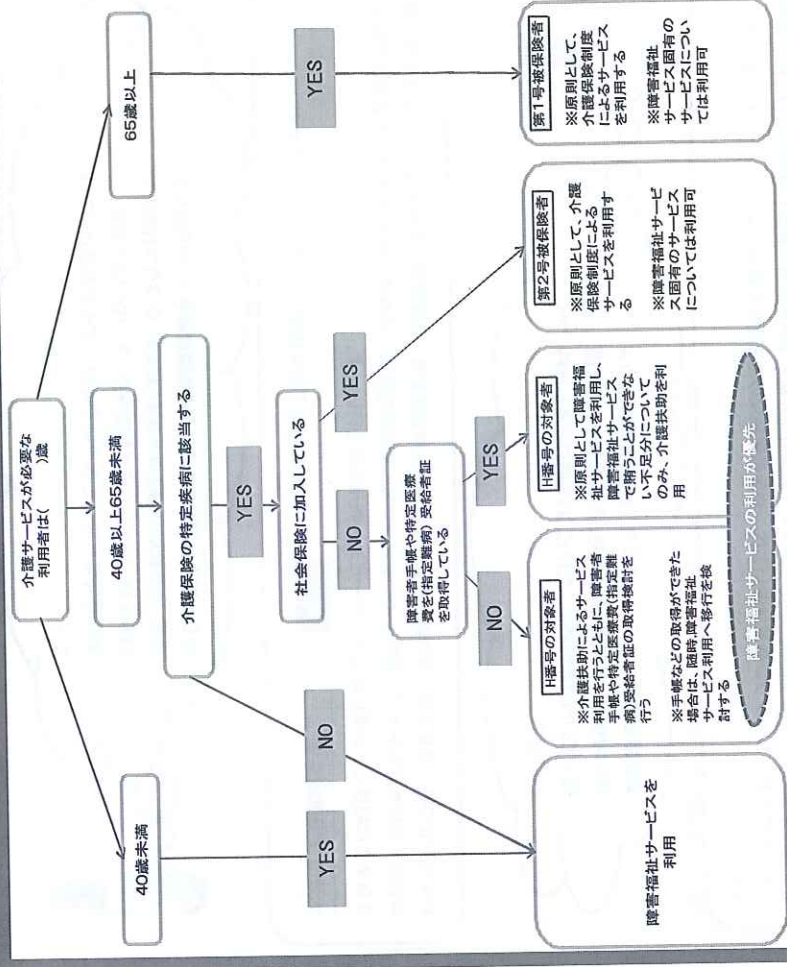
※40歳以上65歳未満の場合には、必ず社会保険等に加入していないかの確認が必要です。社会保険等の加入者である場合には被保険者以外の者(被保険者番号Hからはじまる方)ではなく、介護保険の第2号被保険者となりますので注意してください。

障害福祉サービスの利用相談窓口について

障害福祉サービスの利用相談窓口として、大分市が委託する相談支援事業所があり、障害福祉サービスの利用に関する支援を行っています。障害の種類ごとに下記の3つの事業所があり、すべてJ:COMホルトホール大分内に設置されています。相談方法は、「電話・来所・訪問」となっています。

- ▷ 大分市障がい者生活支援センター「さざんか」主に身体障がい者を対象としています  
電話 097(576)8887 午前9時～午後6時まで
- ▷ 大分市障がい者生活支援センター「コーラス」主に知的障がいがある方を対象としています  
電話 097(576)8888 午前9時～午後6時まで
- ▷ 大分市障がい者生活支援センター「きぼう21」主に精神障がい者を対象としています  
電話 097(576)8889 午前9時～午後6時まで

生活保護受給者から介護サービスの利用に関する相談があった場合には、対象となる方が障害福祉サービスと介護扶助のどちらを優先して利用することになるかを確認する必要があります。下記のフローでは、対象者がどの法律に基づくサービスを優先して利用することとなるかについて確認することができますようになっていますので、業務の参考にさせていただきます。



**第1号被保険者**  
※原則として、介護保険制度によるサービスを利用する。  
※障害福祉サービスについては利用不可

**第2号被保険者**  
※原則として、介護保険制度によるサービスを利用する。  
※障害福祉サービスについては利用不可

**H番号の対象者**  
※原則として、障害福祉サービスを利用し、障害福祉サービスで不足分については、介護扶助のみ、介護扶助を利用する。  
※手帳などの取得ができた場合は、同時に障害福祉サービス利用へ移行を検討する。  
※障害福祉サービスの利用が優先

**障害福祉サービス利用**